

墨田区老朽建物等の適正管理に関する条例概要

1 目的

老朽建物等の管理の適正化を図るために必要な事項を定め、もって倒壊等の事故、犯罪及び火災を防止し、区民の安全で安心な暮らしを確保する。

2 所有者等の責務

老朽建物等の所有者、管理者又は占有者は、当該建物等が危険な状態に至らないよう努めなければならない。

3 区等の責務

区は、老朽建物等の状況の把握に努め、所有者等が老朽建物等を適正に管理することができるよう必要な支援を行わなければならない。

区長は、老朽建物等の管理の適正化を図るための基本的な対応方針を策定しなければならない。

4 調査

区長は、必要があると認めるときは、老朽建物等に係る実態調査及び所有者等に係る調査を行うことができる。

5 助言、指導及び勧告

区長は、老朽建物等が危険な状態にあると認めるときは、所有者等に対して、建物等の除却等必要な措置について助言し、又は指導することができる。

区長は、の措置を行ったにもかかわらず、なお危険な状態が解消されないときは、所有者等に対して、期限を定めて、必要な措置を講ずることを勧告することができる。

6 命令

区長は、上記5のの勧告を受けた者が正当な理由がなくて勧告に係る措置を講じなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、期限を定めて勧告に係る措置を講ずることを命ずることができる。

7 代執行

区長は、上記6の命令を行った場合において、その者が措置を履行しない等のときは、行政代執行法の定めるところにより代執行を行うことができる。

8 墨田区老朽建物等審議会

老朽建物等の適正管理を円滑に進めるため、区長の附属機関として、墨田区老朽建物等審議会を置く。

区長は、建築基準法に定める措置のうち条例で定めるもの及び上記5 から7までの措置を行おうとするときには、事前に審議会の意見を聴かななければならない。

9 施行期日等

平成26年1月1日

